

議案第 47 号

調布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 11 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育士とみなすことができる職員の基準を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

調布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年調布市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項，第31条第3項，第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「，看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。